

複合市民施設に関する調査特別委員会記録

令和5年2月16日（木）午後0時59分～午後2時03分（908会議室）

○出席委員（11名）

委員長	丹治 誠	副委員長	沢井 和宏
委員	根本 雅昭	委員	齋藤 正臣
委員	佐原 真紀	委員	二階堂利枝
委員	鈴木 正実	委員	梅津 政則
委員	白川 敏明	委員	村山 国子
委員	半沢 正典		

○欠席委員（なし）

○市長等部局出席者（財務部、教育委員会）

財務部長	杉内 剛
財務部次長（財務担当）	丹治 雅裕
管財課長	山田 正明
管財課課長補佐兼管理係長	紺野 倫和
管財課複合市民施設係長	鈴木 耕
管財課複合市民施設係主査	安田 由幸
財産マネジメント推進室長兼公共建築課長	佐藤 昭憲
公共建築課建築係長	齋藤 知里
公共建築課設備係長	清野 隆司
生涯学習課長	長南 敏広
生涯学習課庶務係長	新井 達哉
中央学習センター館長	佐藤 義孝

○議題

1. 当局説明について
2. 当局説明
3. 当局説明の意見開陳
4. 行政視察の振り返り
5. その他

午後0時59分 開 議

(丹治 誠委員長) ただいまから複合市民施設に関する調査特別委員会を開催します。

初めに、当局説明についてを議題といたします。

正副委員長手元で当局説明の案を作成いたしましたので、ご覧ください。フォルダーの中にあると思うのですが、当局説明内容(案)、ご覧になりましたでしょうか。それでは、この内容を確認させていただきます。複合市民施設に関する調査特別委員会当局説明内容について(案)です。日時が令和5年2月16日木曜日午後1時10分から。説明を求める内容として、1つ目が仮称市民センターの管理運営について、2つ目が工事に伴う市道浜田町一春日町線の通行止めについて、3番目として立体駐車場の計画変更について。

このような内容で当局説明を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(丹治 誠委員長) それでは、そのようにさせていただきます。

当局入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時00分 休 憩

午後1時01分 再 開

(丹治 誠委員長) 委員会を再開します。

本日は、業務が多忙なところ、当特別委員会の調査にご協力いただきまして、当局の皆さんに対しまして、委員会を代表し、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

なお、本日の議題となっておりますのは、仮称市民センターの管理運営について、工事に伴う市道浜田町一春日町線の通行止めについて、立体駐車場の計画変更についての3件であります。一括して議題とし、全ての説明が終了した後、質疑に入りたいと思います。

それでは、当局からご説明をお願いします。

(財務部長) 仮称市民センターにつきましては、委員の皆様方におかれまして、これまで様々なご検討、ご提言を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、仮称市民センターの管理運営方法について、工事に伴う市道浜田町一春日町線の通行止めについて、また立体駐車場の計画変更についての3点についてご説明申し上げたいと存じます。

詳細につきましては、事前にお送りさせていただいております資料に基づきまして、財務部次長よりご説明いたします。よろしく願いいたします。

(財務部次長) それでは、説明に先立ちまして、資料は特にございませませんが、現在の工事状況について説明させていただきます。

現場は、本庁舎からもご覧いただけますが、現在地面の掘削工事を進めております。一番深く掘っている部分が建物を支える地盤の部分で、深さは約6メートルとなります。掘削工事は昨年11月末か

ら行っておりますが、今後2月末ぐらいまでを予定しており、その後建物の一番下の基礎を造る工事に進む予定です。現在のところ当初の予定どおりの進捗状況となっております。

それでは、資料に基づき説明させていただきます。まず、1ページをご覧ください。1番、仮称市民センターの管理運営についてですが、まず(1)、休館日及び開館時間についてですが、既存施設からのサービス低下を招かないような視点で検討を行い、休館日につきましては年末年始、12月29日から1月3日、開館時間は午前9時から午後9時としたいと考えております。

次に、(2)、設置条例の考え方ですが、仮称市民センターは社会教育法上の社会教育施設ではなく、市民会館のように制約の少ない公の施設といたします。その理由といたしましては、1つに既存施設のそれぞれの利用者が全ての部屋を利用できること、2つ目に申請手続きや貸出基準を統一できることにより、市民にとっても利用しやすくなり、職員にとっても管理しやすくなること、3つ目に本庁舎と一体的に管理することにより、効率性やスケールメリットなどコスト縮減が期待できることなどが挙げられます。

続きまして、2ページをご覧ください。こちらは、仮称市民センターの設置条例のイメージです。1、2階は公の施設、3階の市民兼用会議室は、図左下の米印に記載したとおり、時間を限定した公の施設、議会部分及び3階の閉館時間中は庁舎としての取扱いとなります。また、学習センター条例中に規定されております社会教育、生涯学習関連事業や中央館としての連絡調整機能等につきましては、仮称市民センター内の事務室に中央学習センターを配置し、取り組む位置づけといたします。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらは、仮称市民センターの管理イメージです。市民センター全体を管財課所管施設とし、施設の点検や修繕は本庁舎と一体的に管財課が行います。公の施設の貸し館業務につきましては、図右下に記載のとおり、中央学習センターが担当することとし、また中央学習センターの自主事業、講座などの事業は、この貸し館を利用して行うということにしたいと考えております。

続きまして、4ページのほうをご覧ください。次に、施設の1階南側のエントランスホールや市民広場の利用についてでございます。まず、エントランスホールにつきましては、障害者団体の協議会が運営するカフェの設置を予定しており、こうした部分も含めて共生社会実現に向けたスペースと位置づけていることから、例えば障害者の方の作品展示やいきいき！ふくしマーケットのような物販、集客イベント、地区文化祭などの利用を想定しております。また、エントランスの南側の建具を開放することにより、エントランスと市民広場との一体的な利用も可能となることから、大規模なイベントにも利用可能になります。こうした利用に対応するために条例により使用料を規定し、貸出しについて明確にすることで、様々な目的で広く市民にご利用いただけるものと考えております。

次に、館内での飲食、飲酒についてでございますが、館内では飲物や軽食等を取っていただくことを可能といたします。飲酒につきましては、これまで市民会館や敬老センターにおいて近隣町会の総会後の親睦や新年会等での利用があり、市民懇談会委員からもこうした際の飲酒を認めてほしいとの

強い要望があったことから、2階と3階の1部屋ずつ、合計2部屋に限定し、会議等に付随する程度の飲酒は可能な取扱いとしたいと考えております。

続きまして、5ページをご覧ください。工事に伴う本庁舎と仮称市民センターの間の市道浜田町一春日町線の通行止めについて説明させていただきます。仮称市民センターは、道路の地下に共同溝を設置し、電気や空調の熱源などの設備の一部を本庁舎と共有することで効率的な施設管理と設備利用によるコスト縮減に取り組みますが、この共同溝の設置工事にあたり、一定期間道路の通行止めが生じます。通行止め区間は記載のとおりでございます。工事の期間については、共同溝工事全体で170日、通行止めにつきましては、最初45日程度の全面通行止め、その後、仮設道路の設置により、70日程度は車の通行が可能となります。その後、再び55日程度の全面通行止めを行い、共同溝の工事が終了する予定となっております。なお、事前の周知期間等を設けた後、工事は3月下旬頃から開始する予定でございます。

6ページをご覧ください。次に、通行止めの周知方法についてですが、2月8日に開催しました庁舎周辺のまちづくり懇談会において、通行止めの期間などについて周辺町会長などに協議させていただきました。今後、周辺町会への班回覧や中央東地区の地区だより等の方法により通行止めの周知に努めてまいります。また、工事期間中は案内看板の設置により、分かりやすい迂回路の表示に努めてまいります。

なおここで、仮称市民センターの全体的な工事に関連しまして、昨年10月の特別委員会において半沢委員よりいただきました質問、本庁舎東棟の工事の際の課題及び対応策について、今回この工事にもどのように生かされているのかを質問いただきました件につきまして、2点ご報告させていただきます。

まず、1つですが、二小の東側に接する道路、市道浜田町一春日町線が早朝時間指定の進入禁止となっておりますが、何度か工事車両の進入が見られたという件につきまして、今回の仮称市民センター工事においても同様な事態が生じないよう、工事の定例会において市より関係事業者へ周知するとともに、JVからも各事業者へ周知徹底を行っております。

2つ目としまして、早朝の工事の騒音に対する苦情が何度か寄せられました件につきまして、こちらも工事の定例会において修理関係事業者へ注意喚起を行ったところでございます。

それでは続きまして、3の立体駐車場の計画変更について説明させていただきます。仮称市民センター敷地内に整備予定の立体駐車場につきまして、これまで3層4段、約220台を整備することとしておりましたが、これを4層5段、約275台へ変更したいと考えております。

7ページをご覧ください。これまで仮称市民センターの必要駐車台数につきましては、既存施設の利用者の車の利用率等を参考に、本庁舎と合わせて約400台が必要と試算し、実施設計を行ったところですが、計画を変更し、立体駐車場の積み増しにより、駐車台数約460台を確保したいと考えております。この変更理由につきましては、まず1つ、仮称市民センターの利用率が高くなるということが想

定されますので、これに伴い車での利用者も増えるということ、2つ目に、市民広場の臨時駐車場は、広場でイベント等を開催する場合、駐車場として利用ができなくなること、3つ目としまして、現状で公用車駐車場が本庁舎周辺に点在しており、災害発生時など早急に対応するため、庁舎敷地内に一定数の公用車を配置することが必要なこと、以上の理由から立体駐車場の計画変更を行いたいと考えております。

なお、この立体駐車場の計画変更につきましては、事業費の増が見込まれるため、令和5年3月市議会定例会議において継続費の補正に関する議案を提出させていただく予定でございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

(丹治 誠委員長) それでは、質疑に移ります。ご意見のある方はお述べください。

(村山国子委員) 2ページだったのですけれども、会議室に目的が混在するものがあるということで、例えば学習センターですと利用団体の減免とかというのがあるのです。そういうのというのはこの市民兼用会議室みたいなのところも全て適用されるのか、それとも適用されないのか、どういうふうになっていくのでしょうか。

(生涯学習課長) 今委員さんおっしゃるとおり、学習センターの貸し館におきましては、使用団体登録で承認されますと使用料が減免される、そういう利用団体が多い状況になります。このような状況の中、仮称市民センターに入居します中央学習センター、それとそのほかの地区の学習センターの登録団体の取扱い、こちらが異なるということでは、例えば渡利地区で使っていた方が市民センターを使うということで、統一した見解、また基準、そういうのが必要ということで、どんな姿が望ましいか現在検討中ということになっております。

(村山国子委員) そうすると、全ての会議室を対象に検討されているということでしょうか。

(生涯学習課長) そのとおりであります。

(根本雅昭委員) 1つは関連して2点ほどなのですけれども、1つ目がエントランスホールと市民広場の利用料金があるのかないのか、その有無と、もう一つが別件で、いいですか、別件でも。駐車場について今回計画変更ということで、思いやり駐車場ですとか、パーキングパーミットのようなものについて詳しく教えていただければと思います。

(管財課複合市民施設係長) ご質問いただきました1点目、エントランスホールと市民広場の使用料につきましては、こちらに記載のとおり条例で規定をさせていただくということで、使用料等も含めて条例で規定をさせていただくというふうな方法で考えてございますが、具体的な使用料の金額ですとか減免関係、そういったものについては今後検討していく形になるかと思っております。

それから、質問2点目の思いやり駐車場につきましては、ちょっと図面に記載をしてはおらないのですけれども、立体駐車場内の1階部分に思いやり駐車場が5台、それから身障者用駐車場が3台、合計8台を配置することを計画してございます。

以上です。

(半沢正典委員) 4ページの(6)の飲食、飲酒についてなのですが、今回限定的に認めることとするということなのですが、私の認識では、以前からほかの学習センターのホール等を利用して、新年会の場合、飲食なんかをしていたのですが、やっぱり公共施設内、学習センターでは飲酒はよくないよねというような中で、新年会等も場所を移して飲酒をしたというような経緯があるものと私は認識していて、こういう形でこれをやると、今までそういう流れをつくってきた中を逆行する形になってしまうのではないかなど。飲酒に関する明確な規定は多分なかったのだろうと思うのですが。その辺の認識はどうしてなのかということと、この仮称市民センターで飲酒を本当にいいかどうかの議論はされたのですか。日中から新年会をやって、平日このホールでお酒を飲んでいらっしゃる方がロビーにいるのを想定すると、市役所の敷地内では、私は多少違和感を感じるのですが、その辺はどういうふうに整理されたのでしょうか。

(管財課複合市民施設係長) おっしゃるとおり、学習センターにつきましては、これまで飲酒ができないというような整理をされてきたかと思います。今回の整備する施設については、市民会館、それから敬老センター、中央学習センターの機能を集約して複合化をして整備するという形の施設でございまして、基本的にそうした施設で飲酒が現状も可能であるというような状況を踏まえたと、複合化した施設で飲酒ができなくなると、その機能を一度排除してしまうという形になるというふうな整理の下、またいいか悪いかという部分につきましては、市民懇談会の中でも議論をさせていただいておりますが、特に市民会館自体が周辺町会のいわゆる集会所の機能もこれまで担ってきたという部分もございまして、市民懇談会の委員の方から飲酒の機能がなくなるのは違うのではないかと、機能が集約されていないのではないかとというご意見をかなりいただいたものですから、今回このような整理にさせていただいたというところでございます。

(半沢正典委員) 地域住民のそういう楽しみを奪うというような気持ちは一切ないのですが、例えばそういう理由であれば、普通どこでも集会所を別途設けて、そこのほうは地域で管理したり、または地域の浄財を資金として建て替えて、市の補助をもらってやっているというのが、市内ほとんどそういうわけで、ここが既得権益ではないですけれども、そういうのは認めているのだよということ自体、この機会だから、今回整理させてくださいねというのが普通行政の流れかなと逆に私は思うのですが、そういう考えではおかしいことになるのですか。

(管財課長) 委員おっしゃるとおり、非常にここは議論のあったところでございまして、1つの施設に新しくなるという部分では、繰り返しになるようではございますけれども、そういうところをつくっておいてほしいという強い意見はございました。一方、施設の中では学習センター、場合によっては子供がいる時間帯ももしかしたらあるかもしれない中で、どういうふうにすみ分けができるのか、できないのかという議論もございました。その中で、まずは一定程度の場所に絞って、やるものも、これを広めていくつもりは全くございませんので、いわゆる直会程度のものをしていただくぐらいまでならば実

施可というような判断をしたところではございますが、状況によっては使い方を見直す必要もあるかなとは思っております。

(半沢正典委員) ある意味市民会館、市役所の庁舎の別なところがあったから、ある程度それは片目をつぶってというところもあるのだらうと思うのですけれども、今度はまさしく庁舎内にあって、いろんな方が出入りしている中で、飲酒している方が、直会程度って、これ程度問題だから、線引きは多分できないと思うのですけれども、その中で、いや、これはちょっと酔っ払い過ぎているなんていうような人がいたら、市民だから、つまみ出せというわけにも多分いかぬでしょうし。だから、そういうような面倒くさいことをあえてやるのであれば、この際せっかくだから、もう線引きさせてもらって、なぜかというところもほかのところもそういう形で運用していますから、この市民会館もそれと同じように近隣住民の方もお願いしたいのですと、この機会なので、ロジックというか、そういうような筋道を、ストーリーをつくったほうが今後の福島市のためにもいいのではないかなと私は思うのですけれども、冒頭に言ったように私は近隣住民の楽しみを奪うつもりは決してないのです。ただ、守るべきことは守ってもらわないと、市内で中央学習センターはよくて、何でここは悪いのという話が今度新たに出てくると、今までせっかくこういう形で市民の協力を得ながらやっとなんか上げたものがまた壊されてしまってもお互い困るし、だからそれはちょっと再考してもらったほうが私はいいのではないかなと思います。

(財務部長) 半沢委員おっしゃられることはごもっともかと思えます。通常の開館時間中に深酒で泥酔に近い状態になられる方がセンター内を一般の利用者のいるところに混在するというのは決して望ましいことではないと考えております。ただ一方、この新しい市民センターが複合施設といったところで、学習センターとして貸すのか、これまでの敬老センターのような集会施設として貸すのかといったところが複合化することによって非常にファジーでグレーになって、いろんな色が混ざり合っているといった状況になっております。こういった飲酒の件に限らず、この3施設を統合することによって様々なところで今整理がなかなか難しいといった状態が生じております。その一つがこの飲酒だと思っております。ただ、飲酒につきましては、本来の目的は集会等でありまして、その後の飲食にお酒がついているといったところの程度ということで運用はしたいと、貸出しの基準をつくりたいといったことで考えていたところであります。学習センターの活動の貸し館というよりは、市民センターの、敬老センターの延長線で考えたところでありまして、地域の近隣の町内会の方から、これまでどおり敬老センター、市民会館廃止になった後も同じような、似たような条件で貸出しを強く要望するといったことで懇談会の席上も幾度か要望がありまして、何度か市民の委員の中からも意見をいただいて、こういった結論に至ったところであります。しかしながら、今委員さんのお考えも十分我々も一方では認識しておりますので、そういった点を踏まえて、今後運用基準をつくるにあたっては慎重を期してまいりたいと考えております。

(梅津政則委員) 私も半沢委員の言っていることが至極当然のことだと思っていまして、そのニーズ

は公共施設が担うニーズなのかって私は思っていて、民間の施設が幾らでもあるわけです。その状況がそろっているのが町なかです。それをほかの地区のところから見たときに、不公平以外の何物でもないというふうに言われたときに、私たちは地域で何も言い訳といいますか、その根拠を理解してもらおうつてはないというふうに思っています。なので、私は半沢委員の言っていることが至極当然のことで、慎重にこれから基準をつくっていくということですが、飲酒を認めるか認めないかというこの話なので、私は飲酒を認めるのだったら、条例案が出たときにちょっと考えなくてはならないというくらい今思っていますので、これは意見ということで受け止めていただければと思います。

(村山国子委員) 私も先ほど減免の質問をしたのですが、施設利用で減免をしながらそういうことが行われるというのは、ちょっとやっぱりあり得ないかなというふうに思います。先ほど半沢委員のほうからもありましたけれども、集会所という機能が地域にはありますので、もし町に繰り出されないようなときにはそういう施設なんかも活用できるのかなというふうに思います。やっぱり公の施設で飲酒というのはちょっとどうかなというふうに思います。

以上です。

(斎藤正臣委員) 私もついでに。皆さんお酒を飲む人目線のお話を伺ってそういう決断をしたという経緯は分かりましたけれども、隣の部屋でお酒を飲んでいるところで、通常に利用されている市民の方もいらっしゃるわけですね。その人に迷惑等及んだ場合、皆さんどう説明するのですか。私は、そっちのほう为重きを置いて議論すべきところなのではないのかなというふうに思っていて、当然その一室だけでお酒を飲むからということなのでしょうけれども、それはエントランスで飲み終わった後くだを巻く人だってもしかしたらいるかもしれないし、普通に利用する人はそれを見てどう思うのですか。絡まれたり、けんかになったらどうするのですか。教育委員会で対応するのですか。そんなことできるわけないと、私は時間で完全に区切っているのかなと思ったのですが、どうも今お伺いするとそうでもなさそうなので、私もちょっとどうなのかなというふうに思いますが、再検討したほうが良いと私は思います。

以上です。

(村山国子委員) 実はもう一つびっくりしたことがあって、立子山自然の家が指定管理者になっていますけれども、一応立子山自然の家って社会教育施設になっているかなと思うのです。そして、そこも飲酒が可能になったというふうに聞いて、教育機関で飲酒が可能なのかって、民間の力を借りるかといって指定管理者制度にして、そういう運用になったのかなと思うのですが、やっぱりそこもちょっと疑問を感じているところなのです。飲酒に関してなので、今お話ししたのですが、やっぱりほかの学習センターも、先ほどからありますけれども、飲酒は禁止というふうになっているので、そっちに合わせたほうが本当が良いかなと思います。

(財務部長) 今ほどの飲酒の件につきましては、市民センター建設市民懇談会の経過もございまして、はっきりとここで答えすることはなかなか難しいところでございまして、委員の皆様からいた

だいたいの考えは持ち帰りまして、慎重にもう一度考えたいと考えておりますが、飲酒を認める部屋については極力、現在の想定では3階の1室、つまり事務室、夜間とか休日に貸出しする部屋をメインに考えておりました。ですので、平日の日中は執務室として使う3階のスペースですので、夜間か休日を想定していたといったような運営でございましたが、加えて1室ではブッキングすることが年末年始と春先想定されるので、予備として2階の1室を、そこを認めることで現在想定をしていたところでございますが、飲酒につきましては改めて検討させていただきたいと思っておりますので、また改めてご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(村山国子委員) 駐車場だったのですけれども、50台ぐらい増えるということで、公用車のスペースというのは大体何台ぐらいを考えていらっしゃるのですか。

(管財課複合市民施設係長) 公用車の台数につきましては、市民用、あとは公用車用ということで、実際国費の関係もございまして、完全に市民用として供する部分には国費該当という形になりますので、そういった点も踏まえまして、台数については現時点ではちょっとまだ明確にお答えできないのですが、そうした点も踏まえて今後検討していきたいというふうに思っております。

(村山国子委員) やっぱり一定必要かなというふうに思っておりますので、お願いします。

(梅津政則委員) 管理運営で学習センターのほうで貸し館も含めて運営するということなのですから、学習センターの業務体制といいますか、火曜日が定休日、今回火曜日もやるといったときに、職員さんの休みとか、業務量とか、人員体制とかというのはどのようになるのですか。

(生涯学習課長) 職員の休日につきましては、年末年始のほかに4週8休、そしてあと祝日は振替休日に対応したいというふうに思っております。

(梅津政則委員) それは当然なのでしょうけれども、今の人員で回している火曜日の定休というやつを踏まえたときに、この運営になると人が足りなくなりますよね。

(生涯学習課長) 今人事サイドのほうと実際中央学習センターの現在の職員、あと市民会館の職員の中で、業務のほうはその中で担っていきたいというふうに考えております。

(梅津政則委員) 人員増強するということですね。

(生涯学習課長) そのとおりです。

(丹治 誠委員長) そのほかございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(丹治 誠委員長) ほかに質疑がなければ、以上で当局説明を終了いたします。

当局退席のため、暫時休憩いたします。

午後1時37分 休 憩

午後1時38分 再 開

(丹治 誠委員長) 委員会を再開いたします。

ただいま当局から受けた説明について、今後さらに確認が必要なことや委員会として調査検討すべきと思われることがあれば、ご意見としていただきたいのですけれども、よろしいですか。何かございますか。

(鈴木正実委員) 学習センターの休館日といったときに、1階から3階というのは休館という形になるのかどうかというのが分からなかったのですが、結局議会はこの日はあるわけで、エレベーターだとか入り口だとかというのはどういうふうに管理するのかなというところがちょっと引っかかった。

(丹治 誠委員長) 学習センターは火曜日はやる。

(鈴木正実委員) 火曜日はやるということ。失礼。

(斎藤正臣委員) 今がやっていないのです。

(鈴木正実委員) 今がやっていないということね。

(斎藤正臣委員) そうそう。

(村山国子委員) 通年というか、年末年始以外はやっている。

(鈴木正実委員) 失礼しました。

(斎藤正臣委員) 今の話、検討するという話だったのだけれども、検討した結果お伺いしたいので。

(丹治 誠委員長) そこは、何かの機会に回答いただければと思っております。

(白川敏明委員) 今の話、後から返事をもらっても、これ、撤回以外ない。皆さんも撤回だと思っているという認識でいいですよ。

(丹治 誠委員長) 今白川委員からそういう話がありましたが、どうですか。いや、私はいいという人は。

(半沢正典委員) それはとにかく検討すると言っているのだから、ここで云々決めて向こうにということではないでしょうから、まずは向こうの、斎藤委員おっしゃるとおり検討状況を報告してもらって、その後の話でしょう。

(村山国子委員) 当局も勝手に決めるわけにはいかないし。合意して決めたのだろうから。

(半沢正典委員) そういうことですね。

(二階堂利枝委員) さっき思いやり駐車場の話があったのですけれども、ちょっとこのボリュームで5台は少ないかなって思ったのですけれども、もしここで言えるのであれば、もうちょっと増やしてほしいなというのがあります。

(丹治 誠委員長) では、そういうご意見があったということで。

あと何かございますか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(丹治 誠委員長) それでは、次に、行政視察の振り返りを議題といたします。

まずは、先週行いました行政視察について委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。今日のフォルダーの中に視察地の画像とか、聴取した各視察先の主な状況のデータを載せております。

そういうのを見て思い出してもらったりして、そういったものを参考にさせていただいて、本日は主に議会図書室について、視察前にもお示しした視察先の比較表にもありましたけれども、管理運営面と、それから調査研究力の向上の取組、市民利用、その他、そういった視点からご意見を皆様から頂戴できればと思います。全員からいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(白川敏明委員) 図書室なのですが、私の行ってみた感じなのですが、何か図書室というより資料室という感じがしまして、皆さんに開かれた議会といっても、そこまで市民の皆さんのためにといい方向にはなっていないのではないかなと思いました。ですから、その辺どうなのかなと答えはあれなのですが。

(二階堂利枝委員) どこの図書室もすごくきれいで落ち着いた雰囲気があって、ああ、ここで本を読んだらいいのになとは思ったのですが、これを議員がどういうふうに使えばいいのかが、本当に必要なのかよく分からない状況で、愛知県の岡崎市で日経テレコン21というのをパソコンのほうで導入していたみたいなのですが、これは利用が伸び悩んで解約ってあったのですが、こういう電子的なものがもうちょっと例えばこのタブレットに、図書室というのではなくても、本当に何か資料が必要であれば、電子図書室みたいなのが議員にあって、この日経テレコン21で全国紙を見られるようなものが設置されてあったら、いろんな全国のニュースを私たちも取り入れやすくなるのかなとは思いました。

以上です。

(半沢正典委員) 今回先進的な取組ということで3市視察させていただいて、大変勉強になったと思います。それで、議会図書室、これは設置の義務がありまして、より充実したものということで、蔵書とか市民利用の観点とか、あと福島市議会においても平成18年にパソコンを備えたりというような委員長報告もまとめたところではありますが、基本的には方向性は間違っていないと思うのですが、理想とやっぱり現状を見るとなかなか市民利用も伸びていないというような現実もある中で、当初、平成18年、特別委員長のパソコン設置については、多分、各議員タブレットの配備を想定していなかったときの委員長報告でもありますし、その辺をうまく見極めた上で、理想を求めつつ、先ほど言ったような現状と、そして利用の状況なんかを見極めながら、これから理想だけを追い求めることなく、予算の範囲内で充実を図るといような観点から検討したらいいのではないかなというふうに思ってきたところであります。福島型の議会図書館ということです。

(村山国子委員) レファレンスサービスというのが使えるようになると、蔵書も少なくとも、相談によっていろんな本を検索というか、提供してもらえとか、そういうのもあるのかななんていうふうに思いました。ただ、市民の利用の関係では、岐阜市のように入りやすい、しやすい、そういう施設だと市民なんかも出入りがしやすいかなというふうに思いました。子連れのとか、防音の傍聴席が多分できると思うのですが、やっぱりこの地域って図書室って今のところ全然ないではないですか。だから、市民利用で絵本を置いたりして親子でもちょっと過ごせるような、そんなように

なると市民も出入りしやすいし、私たちもより出入りしやすいのかなんていうふうに思いました。

あと、図書機能ではないのですけれども、ディスプレイを65インチにした議会があったと思うのですが、再度新しくするというのはお金がいっぱいかかってしまうので、最初のうちに100インチにするとか、やっぱりディスプレイは大きいほうがいいかなというふうに感じました。

以上です。

(鈴木正実委員) 今皆さんおっしゃったとおりで、図書室としての機能、あるべきものというか、自治法上の中での在り方という形で存在しているのだらうと思いますが、やはり利用にあたってはかなり難しさもあるのだらうな、市民に開放するといってもなかなか市民に認知されない部分もあるし、そういった中では、変な言い方ですけども、図書室として整備し、運用に関してはその後検討していいのかなという、そんな気がいたします。

(斎藤正臣委員) 3市を視察して、しっかり運営されているところもあれば、誰も利用していないのだらうなというところもあって、運営の仕方なののだらうなということが分かりました。本市の議会基本条例の中では、議会図書室というものをしっかり運営して、その機能を強化しなければいけないというふうに定められているので、やるしかないというふうに思うのです。私も議員になってからこの庁舎しか知らないの、この委員会に所属して、初めて根本君とこの間のぞいたのですけれども、蔵書自体は面白いのがたくさんあったのですけれども、入ったのは初めて。だから、岡崎市とか岐阜市なんかはインデックスに分けて蔵書をきれいに整理されて、読みやすいように整えていたので、やり方なのではないのかなとやっぱり思うし、蔵書に何を買っているののかも分からないし、本当それこそ入ったのもこの間初めてというぐらいですから、何がどうなっているのだから全然分からないし、議会事務局からの説明も議員になったとき一切なかったというふうに記憶しているのですけれども、記憶がないのかもしれないのですけれども。だから、やり方によってはいいものが、いい空間が私ほどできると思うので、ただそういうよい空間にするために、よい運営にするためにはやっぱりそこをどういうふうに議論するのか、議論の場も必要だと思うので、そういう運営をどういうふうにしていくのかという場の検討も必要なのかなというふうには思っていたところです。市民利用というのは、私はその後の後のその後も全然いいと思っていて、まず我々がどういうふうにそこを活用するのか、活用しやすくなるのか、そういったところからではないのかなと思います。

以上です。

(梅津政則委員) 私は、勉強させてもらって、議会図書室という物理的な場所の物理的な冊数って充実させる意味ってあるのかなというふうに思ってきました。というのは、先ほど村山さんからもありましたけれども、レファレンスサービスとかで、蔵書は図書館のほうが明らかに多いわけで、本に対する知識とかというのは司書さんのほうがやっぱり、それを仕事に、なりわいにされている方を頼って、我々の課題とか課題解決とか整理するやつというのはその力添えを借りたほうが本来の図書を利用していくというやつに沿うのかなと思ってまして、基本条例の話がありましたけれども、決して

議会図書室というところをびっぴかにしているというやつが充実ではないと思うので、別に粗末なやつで、自治体の本当の官報とか資料だけあって、蔵書のほうは図書館のほうを充実させて、そっこのほうのレファレンスとか電子検索とかというやつで構築したほうが本を利用していか、市民も利用するといった場合に議会側にある必要はないかなという思いがあって、今回図書館整備のやつ場所すら決まっていなくて、なかなか入り口からそれをうまく混ぜるといっても厳しいところはあるかもしれませんが、いろいろ見させてもらった中では、議会の隣にある図書室というやつをびっぴかに磨き上げて冊数を充実させるというのは、それに果たして意味があるのかなって疑問に思ってきました。

(佐原真紀委員) 私も3か所見せていただきまして、議場に関しては本当に素晴らしい、このような設備があったらなと感じるところがたくさんあったのですけれども、議会図書館に関しましては、私たち福島市が目指しているものに近いところ、理想のところというのはちょっとそれぞれ足りていないかなと思ひまして、レファレンスサービスも岡崎市も年に1件から4件とか、甲府市も体制は整っていたけれども、1年間利用がなかったりとか、ちょっとなかなか利用されていないところがあって、もったいないなと感じました。市民が入りやすいようにガラス面になっていて、議会傍聴にいらした方とかももう少し気軽に入っていけるように、種類をそろえるのには限界があると思ひますので、そういうサービスなんかも利用しながら使いやすい図書館にしていけたらなと、福島ならではのものを、今回行った3か所以上の福島ならではの図書館をつくっていけたらなと改めて感じました。

以上です。

(沢井和宏委員) 1つ感じたのは、先ほど言ったデジタルに関して、これからデジタル図書の整備はやっぱり必要で、図書室という大きな枠で考えるとそれがすごく必要になってくるのかなと思ひます。あと、甲府でしたっけ、私が見てここは使い勝手がいいなって思ったのは、市の各部の書類が結構いろいろあったのです。私ら調べるときに市のホームページとかいろいろ探ったり何かするのですけれども、やっぱりそこで出てこないものが結構あるのです。だから、なるべくそこら辺を充実してもらおうとすごく、図書館って議員が調べ活動に使う場所というふうに限定してしまったほうが使いやすいものになってくるのかなという、そうすると議員の出入りが結構小まめにあそこに行って調べられるというような感じがしました。なかなか市民はやっぱり市の図書館のほうがいいのかなという感じはしました。

(丹治 誠委員長) ありがとうございます。

私もあちこち見させていただいて、非常に勉強にはなりました。皆さんから出していただいた意見とほぼほぼ同じような感じではあります。今の福島市議会の図書室に合った蔵書の内容であったり、数であったり、それってどうなのか。レファレンスサービスというご意見も今何人かからいただきましたけれども、そういうことも考えるとそれほど膨大なものは必要ないのかなと思ひたりとか、あとは市民利用に関しては、市民に開かれたということで、今以上にウェブ上とかで広報して、もしご利

用いただけるのであればしていただきたいとか、その程度なのかな。あと、管理運営としては、管理規程が全然、全くないので、簡単なものが1つぐらいあってもいいのかなというふうには思っております。

皆さんからいろいろ今ご意見をいただいて、図書室という感じよりは資料室という感じだったというご意見であったり、あるいは電子図書室みたいな、そういったものが充実すればもっといいのではないとか、あるいは福島型で今は現状をしっかりと鑑みながら、今後の利用状況を見極めながら組み上げていけばいい、そういったご意見。あるいは、レファレンスサービス、これを使っていけばいいのではないか、それから市民利用、入りやすいような、そういった施設であればよろしいのかなと、そんなご意見。あるいは現状の福島市議会の図書室でも、やり方をしっかりと検討する場をつくってやっていけばもっといいものができるのではないか、そういったご意見だったり、冊数はそんなに必要ない、先ほどから出ていますけれども、レファレンスサービスでしっかりプロというか司書さんに頼りながらいい資料を出していただければ、そういったものだったら利用してみたい、市民が利用しやすいような福島市ならではのシステムがあればいい。あるいは、デジタル化であったり、私たち議員がふだん使うような資料を見つけやすい、甲府市の図書室みたいにそういったものが充実していると利用しやすいとか、そういった今様々なご意見を頂戴いたしました。

今の図書室の蔵書、それと実際何人かの方からお話が出ましたけれども、図書館が福島市にはあって、レファレンスで要請とかしているところもあったので、そういうことも考えると、さっきどなたかもおっしゃっていましたが、現状の図書室をどのように活用していけばいいのかとか、そんなビジョンも、私はそういう考え方もあっていいのかなという気がするのですけれども、ちょっと伝わりづらい話し方ではありますが、そのあたりどうですか。別に今の図書館をがらっと変えるとか、そういう話ではなく、運用で今のところをしっかりと活用しながら、必要なものをそろえて、議員の皆さんとか市民の皆さんに扱ってもらえるような体制はしっかりと整えながら、うまく今ある図書室を育てていければ、図書室を育てていくというか、活用できるような形にできればいいのかななんて私は思ったりもしているわけでございます。

それでは、皆さんからご意見いただいたのですけれども、言い残した事とかよろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(丹治 誠委員長) それでは、なければご意見ありがとうございました。皆様からいただいたご意見は、正副委員長手元で内容を整理させていただいて、調査のまとめの際にお示しをさせていただきたいと思っております。

以上で行政視察の振り返りを終了といたします。

その他ですが、何か皆様からございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(丹治 誠委員長) なければ、以上で本日の複合市民施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。

午後2時03分 散 会

複合市民施設に関する調査特別委員長 丹 治 誠